

広島県告示第908号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和2年8月17日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区銀座六丁目15番1号 電源開発株式会社
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市忠海長浜二丁目1番1号 電源開発株式会社竹原火力発電所

2 申請の内容

汚水等処理施設1基の使用の方法を変更するとともに、排水口における排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

変更なし

(2) 汚水等の処理の方法

処理の系統、集水及び導水方法の変更

(3) 排出水の汚染状態

変更

		変更前			
		定常		非定常	
排水口名	項目	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度（単位：水素指数）	7.8～8.2	6.5～8.5	7.8～8.2	6.5～8.5
	化学的酸素要求量	1.7	3.7	1.7	3.7
	浮遊物質	4	8	4	8
	窒素含有量	0.22	0.48	0.22	0.48
	磷含有量	0.026	0.049	0.026	0.049

新1号放水口	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	—	—	—	—					
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(単位: mg/L)	—	—	—	—				
	ほう素及び化合物	—	—	—	—					
	ふっ素及び化合物	—	—	—	—					
	セレン及びその化合物	—	—	—	—					
	カドミウム及びその化合物	—	—	—	—					
	鉛及びその化合物	—	—	—	—					
	六価クロム化合物	—	—	—	—					
	ひ素及びその化合物	—	—	—	—					
	水銀及びその化合物	—	—	—	—					
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		2,016,000	2,016,000	2,016,000	2,016,000					
		変更後								
		定常		非定常		定常 特定排水放水時		非定常 特定排水放水時		
排水口名	項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
新1	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	7.8~8.2	6.5~8.5	7.8~8.2	6.5~8.5	7.8~8.2	6.5~8.5	7.8~8.2	6.5~8.5	
	化学的酸素要求量	1.7	3.7	1.7	3.7	1.7	3.7	1.7	3.7	
	浮遊物質質量	4	8	4	8	4	8	4	8	
	窒素含有量	0.22	0.48	0.22	0.48	0.24	0.52	0.24	0.54	
	磷含有量	0.026	0.049	0.026	0.049	0.029	0.054	0.029	0.057	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	—	—	—	—	1	1	1	1	
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(単位: mg/L)	—	—	—	—	0.09	0.12	0.09	0.14
	ほう素及び化合物	—	—	—	—	4.8	7.9	4.8	7.9	
ふっ素及び化合物	—	—	—	—	1.2	1.4	1.2	1.4		

号放 水口	セレン及びその化合物	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1
	カドミウム及びその化合物	—	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛及びその化合物	—	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム化合物	—	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	ひ素及びその化合物	—	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	水銀及びその化合物	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	2,016,000	2,016,000	2,016,000	2,016,000	2,017,300	2,017,500	2,017,950	2,018,250

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和2年8月17日から令和2年9月7日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市市民生活部市民課